

平成24年第2回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成24年10月9日（開会）

平成24年10月9日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十四年第二回臨時議会録

(平成二十四年十月)

垂水市議会

第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (10 月 9 日) (火曜日)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 67 号・議案第 68 号 一括上程	8
説明、休憩、全協、質疑、投票、報告	
議案第 67 号 (否決)・議案第 68 号 (同意)	
1. 閉 会	13

平成24年第2回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
10・9	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案等上程（報告、説明、質疑、表決）、垂水市農業委員会委員の選任に伴う委員の議会推薦について、閉会

2. 付議事件

議案第67号 垂水市教育委員会委員の任命について
議案第68号 垂水市教育委員会委員の任命について

平成 24 年 第 2 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 平成 24 年 10 月 9 日

本会議第1号(10月9日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	宮迫章二
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	前木場強也
市民課長	野妻正美	消防次長	野元豊一
市民相談			
サービス課長	中谷大潤	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	白木修文	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	森下利行	学校教育課長	牧浩寿
農林課長	池松烈	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成24年10月9日午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回垂水市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、川尻達志議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る3日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、市長の報告を行います。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

垂水市物産に関する海外視察の報告をさせていただきます。

まず初めに、ベトナム・中国香港特別行政区

の訪問について、御報告をいたします。

8月18日から22日までの5日間、垂水市漁協の要請を受けて、中馬組合長、迫田営業部長とともに、ベトナム並びに香港を訪問いたしました。訪問目的は、垂水カンパチフェアの開催、及び今後の商談を成功に導くための情報収集と人的交流を主とするものでございました。

8月18日、ベトナム到着後、夕方からは霧島市出身の中吉修二氏の経営の飲食店に、カンパチフェアの打ち合わせを行いました。

8月19日には早朝より、鮮魚その他の食品関係市場の視察を行い、午後より、フェア細部についての打ち合わせを行いました。夜は、日本人経営のすしバーで開催のカンパチフェアに約50名の出席をいただき、刺身やしゃぶしゃぶ、握りを食していただき、カンパチのおいしさと日本の食文化をPRいたしました。

カンパチフェアには、在ホーチミン日本国総領事館菊池正専門調査員を初め、現地で御活躍の日本人の方々と意見交換をして、今後の支援・協力をお願いいたしました。

8月20日は、日本に向け人材の教育・派遣を行うエリート外国語学院を訪問し、将来の研修生受け入れについて学校側から説明を受けましたが、在校生はみな、日本人以上に礼儀正しく、仕事に対する意欲の高さを感じました。

8月21日は香港に移動し、垂水のカンパチを店頭販売している香港シティスーパーで鮮魚売り場を視察し、売り場担当者の皆様と垂水カンパチ販路拡充について広く意見交換を行いました。

今回のベトナム・香港視察では、東南アジア地域のバイタリティーと活況、並びに将来性を直接肌で感じることができました。特に、ベトナムについては、日本の高度成長期を感じ、今後の富裕層の増加に伴う巨大なマーケットの出現を実感をいたしました。

帰国後の成果といたしまして、垂水漁協に対

し、1社から今後毎月約400キログラム相当のファイルなどの注文があり、もう1社とも現在受注交渉中でございますとの報告をいただいております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

中国マカオ特別行政区の訪問について、御報告をいたします。

9月20日から23日までの4日間、垂水市漁協の要請を受けて、中馬組合長、迫田営業部長とともにマカオを訪問いたしました。

訪問目的は、垂水カンパチの展示会及び今後の商談を成功に導くための情報収集と人的交流を主とするものでございました。

9月20日の夕方、マカオ到着後、翌日から3日間の予定で開催される中国政府主催の輸入食材展示会関係者との歓迎行事会が行われ、イベント内容等について懇談をいたしました。

9月21日は午前より、中国政府主催の輸入食材展示会で関係業者の方々に垂水カンパチの広報を行いました。また、夜には、マカオ最大の食品グループ会長のイエ・シャオ・ウェン（葉紹文）氏、また台湾の貿易会社社長のワン・ジョンソン（黄崇嘉）氏とカンパチ販路拡大について意見交換を行いました。冒頭で葉氏は、尖閣諸島の問題がある中での訪問について深い謝意を述べられました。

意見交換では、葉氏が本年3月に来垂した際に味わった垂水カンパチのおいしさについて話されましたが、マカオでは味が最優先で、最大のセールスポイントであることを強調されました。また、同時に、中国ではお互いに何回も会い、信頼を構築することが何より大切との意見を幾度となく話をされました。

9月22日は午前より、前日に引き続き、中国政府主催の輸入食材展示会で垂水カンパチの広報を行いました。昼には、葉氏が多忙な中を会場にいられましたが、このたびの訪問、再会の

意義について改めて謝意を述べられました。

今回のマカオ視察では、意見交換の内容はもちろんのこと、お互いに何回も会い、信頼を構築することが何より優先すること、また、販路開拓の方法として、主購買者であるカジノの客はほとんど巨大なホテルに泊まり、ホテル内の飲食店を利用するため、ホテルへの直接交渉が不可避であることを再認識いたしました。

なお、今回の輸入食材の展示会は3日間約10万人の来場者があり、盛況でしたが、マカオでは毎年同様の展示会が開催されるとのことです。

帰国後の成果といたしまして、垂水漁協とマカオの会社1社との間で現在受注交渉中であると報告を受けております。

最後に、9ページをお開きください。

米国訪問について、御報告をいたします。

9月26日から30日までの5日間、牛根漁協の要請を受けて、福島水産課係長、清水牛根漁協総務課長、助川グローバル・オーシャン・ワークス株式会社海外開発推進室長、同増永加工2課課長代理とともに米国を訪問いたしました。

訪問目的は、牛根ブリ販路拡大のための商談、及びブリ・カンパチの魚類、その他のキヌサヤ・インゲン・豚・温泉水・焼酎など、本市を代表する一次産品にかかわる情報収集並びに人的交流を主とするものでございました。

米国到着の現地時間9月26日は、午後より、最初の訪問地ロサンゼルス市にある牛根ブリ輸入業者の米国西本貿易株式会社を訪問し、西地区統括区長兼ロサンゼルス支店長の橋本仁志氏と意見交換を行い、以下の意見をいただきました。

基本的なこととして、米国では、ブリのことを最初に紹介されたときの呼称であるハマチと呼ぶ。我々も米国内でハマチと表現をしている。会社として、ハマチなどの商品を取引する際、最も重視する点が、適切な価格・質の高さ・安

定した供給量の3点で、この条件を満たせば、幾らでも販路拡大できる。牛根産のハマチについては、養殖の技術・魚質の面で最高ランクに位置づけし、他地域のものより一日の長があると認識をしている。最高品質として販売しているため、プレミアム価格に見合うよう今後も高品質を維持していただきたい。

最近、メキシコのハマチ業者が力をつけ、アメリカの業者と連携をしている。今までの日本のどこと商売するかという形から、今後は日本対メキシコを初めとする諸外国という形になると考えている。養殖技術は日本が進んでいるが、メキシコがその技術を習得すれば、陸続きで商売できる。日本の魚を売りたい気持ち強い自社としては怖い部分がある。自社は、審査基準は厳しいが、自社がある程度の利益を得ながら、市場価格としてマッチしたハマチであれば、どしどし多くの量をいただきたい。

今回の市長との懇談で、ハマチやカンパチのほか、焼酎・温泉水・豚・インゲン・キヌサヤなど農産物が垂水市は豊富なことが認識できた。機会があれば1度訪問させていただきたい。酒類は年に1度試飲会を行っており、鹿児島からも焼酎の蔵元数社に参加していただいている。日本食の定着もあり、酒・焼酎は今後も需要が見込めるのではないかと考えている。市長が多忙な中を来社していただいたことに感謝する。通常は多忙なため対応ができないが、今回は遠い鹿児島から市長が来られるということで、みずから対応させていただいた。自治体の長と直接懇談できたことは非常に意義深い。牛根産のハマチを垂水ブランドとして垂水市が漁協と一体で推奨していることを強く実感できた。

以上、橋本支店長には多忙な中、予定の時間を超えて、今後の販路拡大を見据える上での貴重な御意見をいただきました。

また、意見交換後、支店長みずからの案内で7,000品目もの商品が保管されている広大な倉庫

を視察いたしました。以前は1万2,000品目の商品が保管されていたとのことで、商品の淘汰が行われている現場を見、商品選別の厳しい現実を実感させられた思いでございました。

9月27日は午前中、米国における魚類の入荷状況を確認するため、ロサンゼルス市内にある日系の水産会社、インターナショナルマリーン社を訪問し、社長のジョニー・クサヤナギ氏と意見交換を行い、以下の意見をいただきました。

魚市場での研修システムを確立したいという市長の意見は賛成。市場の仕事は大変だが、充実もしている。言葉を気にせず、どんどん渡米していただきたい。米国人も最初から日本人に完璧な英語は求めない。米国人は日本人から技術や勤勉さを学びたいと思っており、お互いに得るものは大きいと思う。ハワイ・メキシコの業者は市場をたびたび訪問する。日本から距離的な問題もあるが、今回のような形で直接協議できれば、有意義な意見交換ができる。市長の来訪は信頼構築という点で非常に重要。国や県レベルの職員訪問はあるが、市町村レベルの首長訪問はまれ。積極的な姿勢を評価するとともに、視察の効果を行政活動に十分生かしていただきたい。米国では肥満が社会問題になっており、医療費抑制のため国も本腰を入れている。たんぱく質の摂取は肉より魚という風潮で、魚には追い風。米国人は、日本人を初めアジア人がスリムで健康ということに、国、個人問わず強い興味を持っており、以前からの日本食ブームが加速している。メキシコ・ハワイ沖産のカンパチは日本より2割、3割安い。また、最近では以前に比べ、質も向上している。ハワイは一年中水温が一定のため、魚質に変化が少ない。今、オーストラリア・メキシコのヒラマサも入荷がある。日本人は、今後、こちらの市場を逐一知ることが重要。どういうものがどういう価格で流通しているかを、日本のものは質がいいという先入観を捨てて、アメリカの相場・

為替に常に注視し、どのような状況でも対応できるオールマイティーな商品づくりを目指していただきたい。

以上、クサヤナギ社長には早朝の繁忙期に、米国における魚類の入荷状況について貴重な御意見をいただきました。数多くの魚が次々に入荷する現場を見て、改めて魚の需要の多さを実感させられた思いでございました。

午後からは飛行機で次の訪問地であるサンフランシスコに移動し、夕方からサンマテオで、現地鹿児島県人会代表でスーパー摺木社長の摺木修二氏及び稲盛塾現地代表の山下英幸氏と夕食を交え意見交換を行い、以下の意見をいただきました。

米国在住の日本人は、常に日本のことを思い、日本の食を欲している。鹿児島県人会も各都市に存在する。日本で思っている以上に焼酎などの情報にも詳しい。今、米国は健康志向、酒に続き焼酎も少しずつ浸透しているが、焼酎を健康食品と位置づければ米国でもっと売れるのではないかと。今、米国人の話題の中心はどこに行っても健康の話。健康食の代表として日本食が再びクローズアップされてきている。ブリ・ハマチなどの魚類は自分たちの周りでも購入者がふえている。高所得者が特に健康志向で、値段の高い魚も売れている。ブリ・ハマチと自然食品の芋焼酎とのコラボは、米国人に受けるのではないかと。

以上、摺木修二氏、山下英幸氏には日本食レストランでの夕食を交え、さまざまな意見をいただきましたが、米国での健康志向の高まりを実感し、健康食として魚・焼酎が米国で今後ますます受け入れられるのではないかとこの思いを強くいたしました。

9月28日には午前中、サンフランシスコ市街地で市庁舎・金融街・フィッシャーマンズワーフを視察、午後からは温泉地でもある休止中の火山、ヘレナ山の麓に位置するナパバレーのス

トレッツナーワイナリーの昼食会で、社長のリチャード・ストレッツナー氏、御子息のジャスティン・ストレッツナー氏、及び全日本空輸西海岸地区営業部長工藤氏との意見交換を行い、魚以外の一次産品であるキヌサヤ・インゲン・焼酎・温泉水についての現地での認知度、消費動向等について、以下の意見をいただきました。

キヌサヤ・インゲンは、米国人にはほとんど認識がなく、一般の小売店では全く取り扱っていないので、初期からの普及活動が必要ではないか。温泉水については、当地でクリスタルガイザーという名称でミネラルウォーターとして流通しているが、米国規模で言うと、温泉は入るもので、飲むこと自体が信じられないという認識ではないか。焼酎については、日本食の定着に伴い、酒とともに米国人に認知されている。今、米国の話題の中心は健康問題であり、芋焼酎は製造工程やその材料が自然豊かな食品である旨の周知を行えば、米国で流通する可能性が高いのではないかと。焼酎のアルコール度数について、通常の数値、25度ではなく、酒税率が制限される24度以下の販売を試みてはどうか。焼酎のサイズについては、一升瓶ではなく、ウイスキー1瓶などで米国になじみのある720ミリリットル、四合瓶などの小さなサイズが受けるのではないかと。キヌサヤ・インゲンについては、米国で定着しつつある枝豆のように、焼酎のつまみとして提案してはどうか。米国の東部ボストンなどでは、毎年、世界的に注目される大きなフードショーが開催される。その場で垂水の物産を紹介してはどうか。1自治体で物産を紹介するとなると多大なコストがかかる。県との連携が必要ではないかなど、以上、長時間にわたり、垂水市の物産について貴重な意見をいただきました。夕方にはサンフランシスコ市街地に戻り、地元の大型ショッピングセンターのタンフォランショッピングセンターを視察し、実質3日間に及ぶ米国の視察を終えました。

めくっていただきまして、最後20ページでございますけれども、訪問を終えてということで、平成24年8月から9月にかけて、ベトナムを皮切りに香港・マカオ・米国と、カンパチ・ブリ、その他垂水特産品の市場開拓及び拡大のためのトップセールスを行いました。今回の訪問では多くの知恵をいただき、また多くの貴重な御意見をいただきました。アジアでは富裕層の増加に伴う肉食及び魚食の普及、また米国では肥満が社会問題になる中での肉食から魚食・菜食への移行と、理由は異なるものの、垂水の産品を輸出する環境が整いつつある状況を確認できました。

国内では少子高齢化とともに人口減少が加速をしていますが、一方で世界は、アジアを中心に、近い将来、70億から90億人へと人口の増加が予想されています。今後とも、国内はもとより、消費拡大の増加が見込めるマーケットに販路を求める戦略が必要と再認識をいたしました。

また、今回の訪問では、現地の方と直接お会いをし、忌憚のない意見を交換することが、お互いの信頼構築の上で何より有効であることも再認識をいたしました。

今回の訪問でいただいた貴重な御意見・御提案は現地に行かなければわからないもの、また改めて考えさせるものばかりで、今回の訪問はさまざまな意味でまことに有意義なものでございました。今回いただいた貴重な御意見・御提案を今後の行政運営に大いに生かしてまいりたいと存じます。

以上、長くなりましたけれども、海外視察の報告とさせていただきます。

○議長（宮迫泰倫）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第67号、議案第68号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第4、議案第67号及び日程第5、議案第68号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第67号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第68号 垂水市教育委員会委員の任命について

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥）それでは、議案第67号垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります肥後昌幸氏が平成24年10月15日で任期満了となりますことから、新たに児玉義人氏を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任命しようとする児玉義人氏の住所は垂水市田神40番地、生年月日は昭和21年8月13日であります。

なお、任期は4年でございます。

以上で説明を終わりますが、御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第68号垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります中川原正俊氏が平成24年10月14日で任期満了となりますことから、新たに田原正人氏を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任命しようとする田原正人氏の住所は、垂水市本城3,576番地、生年月日は昭和23年1月29日であります。

なお、任期は4年でございます。

以上で説明を終わりますが、御同意くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時26分休憩

午前10時40分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○北方貞明議員 皆さんもきのうの新聞を読まれた方も大分おられると思いますけれども、読まれていない方がおられると思いますので、きのうの新聞記事をちょっと読ませていただきます。

「教育委員会の再生、人を得るのが肝心」という表題で出ておりました。「中学生の自殺といじめの関係をめぐり、大津市教育委員会が厳しく批判されている。なぜ教育委員会が批判されるのかといえば、公立学校を経営する責任が教育委員会にあるからだ。いじめにせよ不登校にせよ、子供たち、保護者の苦悩を受けとめ、校長や教職員とともに考え、適切な対応措置をとる立場であるのが教育委員会である。事の真相はよくわからないが、報道を通じて知る限り、大津市教育委員会の当事者能力は著しく欠けていたと、失礼ながら思わざるを得ない。環境と真摯に向き合うことはできなかつたのか。もっとも、大津市教育委員会だけが例外的に評判が悪いわけではない。他の地域でも、当事者能力の欠如を指摘されている教育委員会は少なくない。ここで教育委員会とは、5人ないし6人の教育委員で構成されている合議体を言う。そのうちの1人が教育長を務めるが、教育長は教育委員会の事務局長であって、代表ではない。代表は教育委員長である。ともあれ、この委員たちこそが教育行政の責任者である」。

「危うい現状」。「教育委員会が当事者能力を欠く原因の1つに、教育委員会などの委員が総じて名誉職に成り下がっていることが挙げられる。例えば大津市のように県庁所在都市であれば、公立小・中学校は50校を下らない。それほど数の学校を経営する責任者が名誉職でいはずがない。仮に50の事業所を有する企業の経営者が名誉職だとして、うまく経営が成り立つかどうかを考えてみれば、教育委員会の現状がいかに危ういか、およそ見当がつく」。

「教育委員会をこんなありさまにしている責任は一体誰にあるのかといえば、それは首長と議会、それに教育行政の責任者として自覚を持たないまま就任している当の委員たちである。まず、教育委員を選任するのは首長である。首長は教育行政を託すにふさわしい見識と力量を持った人を教育委員に選任しなければならないのに、ひょっとしていい加減な選び方をしている例はないか。選挙の際お世話になったからということは論外としても、親しい人に箔をつけてあげたいなどというよこしまな動機が紛れ込んでいはいしないか。万一首長がいい加減な選び方をしようとしても、議会がしっかりしていればそれを正すことはできる。議会の同意がなければ委員を任命できないからだ。では、議会はその同意を与えるに当たり、しっかり吟味しているか。当人を議会に呼び、教育にかける熱意と見識を検証するぐらいのことがあって当然だが、実態は、議会で何の審議もしないまま直ちに同意している。議会は教育委員の『品質管理』に手抜きをしているとしか思えない」。このような内容が書いてありました。

そこで、市長に質問いたします。

今、私が読み上げた、元総務大臣をされた片山さんの記事なんですけれども、この記事を聞かれて、市長の考え方をまず1点。

そして私の一般質問で、私たちは説明も受けていない中で、前のことですよ、間違った情報

が流れた。真意が伝わっていないと答弁されているんですけども、その2点をお聞かせください。（発言する者あり）

今のは67号ですね、はい。

○議長（宮迫泰倫）67号ですね。

○市長（尾脇雅弥）北方議員の質問にお答えをいたします。

私もこの分は記事を拝見いたしまして、今お話もいただきましたけれども、全く同意見でございます。そういった認識のもとで今回御提案をしておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。（「2番目」と呼ぶ者あり）

この間もお話をしましたけれども、間違った情報ということに関しては今お話、この中にもありましたけれども、今回推薦をされる方がいろいろ、例えば刑事的な何か問題があるとか、いろんなそういう話も聞いたりしましたので、それはそうではございませんでしたので、正しく、これに書いてあるとおりで、垂水市の教育行政にとって私は最適任として推薦をするわけございまして、皆さんは皆さんの議会としての立場の中で判断をしていただくというルールでございますので、そのために十分に周知をしていただく時間、判断をしていただくということで今回の臨時議会ということでございまして、そのように御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はございませんか。

○持留良一議員 それでは、私も67について質問をさせていただきたいと思っております。

市長もいろいろとこの問題については、今、言われたとおり、いろんな角度から含めて考えてこられたかというふうに今のお話でも思うんですが、また一方では、先ほど北方議員がコラムを読まれたように、私たち自身が、その方の教育行政に対する考え方、いわゆる組織に関する法律の第4条の1項にある、こういう見識が

あるかどうかのと、非常に今の時点ではわからないし、議会もそのあたりでは、例えば参考人招致という形でそれを深めると、議論すべきということがなかったもので、私たち自身にも当然、落ち度はあるかというふうに思います。

そういう中で私が一番、今この時点で市長が推薦されるに当たってどのような考えだったのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

そこで、まず基本的な認識として、教育委員の方々が教育に対する態度というのはどうあるべきなのか。一言二言でこれは言えると思うんですよ。どういう態度でなければならないか。それはもう任命の第4条から含めて、組織に関する法律の中でうたわれている最大の眼目だと思います。これが抜けると当然、教育行政というのは大変な問題が出てくると。だから、それを防ぐために4条の2項だとか、また4項、3項含めて、いろいろそれを防ぐための対策もとられています。そういう中で、市長がどのような、教育に対する態度はどうあるべきなのか、そのことについてまず基本的な認識をお伺いしたいと、それが1点です。

そして2点目は、今の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、これらを当然吟味されながら、この問題については厳しく選任をされてきたというふうに思いますが、これらについてきちっと抵触しないのか。例えば、当然、政党に属していても委員になるということは、もうこれは法律で保障されています。しかし、一方では、中立性を保つということで、同一政党所属の委員の制限、それから委員の政治活動の制限と、そういう形で中立性を保とうということでされているわけですけども、その条項をオーバーすれば、当然、罷免というものこの法律ではされるようになってはいますが、そのあたりについての抵触していないのかどうか、そのまず2点についてお伺いしたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 教育行政に関しましては、私の認識としては、この間、教育長の質問にもいろいろありましたけれども、いろんな問題を垂水市としては抱えておりまして、例えば小学生の学力の向上の問題でありますとか、中学校を1つに統合いたしましたけれども、跡地の問題をどうするかとか、また広い意味では、垂水高校の問題もありますし、子育て環境もひっくるめていろんな要素があると思います。

そういった中で、人口がどんどん減っていく中で、そのことを総合的に勘案をして、どなたが、どういった方が適切かという判断で、基本的なことはもちろんございますけれども、加えまして、情熱を持って一生懸命頑張っていただける方というところで、教育委員としてこの67、68の方々を御推薦をしているということでございます。

それから、いろいろ抵触するのではないかという御質問でありますけれども、現段階、私どもが調べ得る限りでいろんなケースも想定をして、問題はないという認識の中で推薦をしております。

○持留良一議員 私は、教育に対する基本的な態度というのは公平性だと思うんですよ。公平性がないと、幾ら教育行政に携わっても、さまざまな問題を引き起こす。だから、いろんな法律含めて、公平性を保つ、先ほど言いましたが、中立性をいかに保っていくのかということで厳しくそのあたりを律しているわけなんですよ。だから、市長が話されているのは、その後の教育の内容の問題なんですよ。

だから、基本的態度というのは何なのかと、公平性だと。これが欠けると、やはり子供たちにさまざまな問題、先ほど北方委員がコラムでも述べられましたけれども、やはりさまざまな問題を抱えてしまうという、いわゆる公平性というのがあろうと思うんですよ。第一がこれだと思います。この点についてはぜひ認識を新た

にさせていただきたいというふうに思います。

それと、今、「教育委員会の在り方」ということで文科省がこういう文書を整理をいたしました。そういう中で、活性化に向けた制度の改革をさまざま、教育委員会もやっているわけなんですよ。例えば、人選、年齢、性別、産業等に著しい偏りが生じないようにということだとか、平成20年には保護者が含まれるようにと、今までは努力義務？でしたけれども、入れるようにとなりましたし、会議の公開、それから苦情等の相談窓口の設置と、こういうことで改革がされてきました。これは当然、住民の皆さんの熱い声や、またさまざまな問題、先ほど出ましたけれども、いじめの問題も含めて、起きた中で、いろんな改革が求められてきました。

そしてまた新たに、今、地方分権という新たな時代を私たちも迎えているわけなんですよけれども、そういう中で、文科省が新たに強く言っているのが、先ほど言いました政治的中立の確保、それから継続性・安定性の確保、そしてこれが一番私も重要だと思うんですけれども、地域住民の意向の反映と、こんな形ですとしてきたわけなんですよ。

ところが、やっぱりまだまだ問題は多いということで、文科省はまとめています。「教育委員会に対して指摘されている問題点とその要因」という形で出されています。特に、地域住民にとって教育委員会はどのような影響を持っているのか、どのような活動を行っているのか余り認知されていない。地域住民との接点がなく、住民から遠い存在になっている。今でもまだ、文科省自体がそういう認識をしているわけなんです。それだけやっぱりまだまだそういう経営者的な部分であると。なぜかという、国や都道府県の示す方向性に沿うことに集中し、それぞれの地域の実情に応じた施策を行う志向が必ずしも強くないと、そんなことも言われています。その要因として、ここが重要なところだと

思うんですけれども、教育委員の人選、市長や議会が関心を持たない場合、適材が得られない。先ほど言いましたようなことなんかの指摘も文科省自身がされています。また、教育委員が職務を遂行する上で地域住民と接する機会が少なく、また委員会の広報活動や会議の公開も十分でないということも言っています。

また、このことが私はやっぱり重要な問題だと思うんです。先ほど保護者の問題、平成20年に法律が改正になって、保護者の位置づけも強くなったんですけれども、教員出身によって占められ、教員の立場を強くする意識のもとになっていると、そんなことも文科省が言っているわけなんです。文科省はいろいろ幅広くいろんな、偏らないように人選を行えと言っているんだけど、なかなかそうになっていない。今回も教員の出身の方が2人。そういうことも指摘をされているんですよ。文科省自身がそんなことを指摘をし、やはりまだまだ改革の必要性があると、そうやってきたときにどうあるべきなのか。そのことが今回改めて今度の選任に当たっての問題点として、私は私たち自身が認識をしなければならぬ重要な点だというふうに思います。

このような点について、市長自身の考え方、また今回、そういう立場に立っての選任だったのかどうか、そのあたりはどのような考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどいろいろお話をされましたけれども、北方議員がおっしゃった片山さんのこの考え方に私も基本的に同様でございます。そういった中で、この2名の方を推薦をしておりますけれども、考え方はそれぞれございますので、あとは議員の皆様の御判断ということになりますので、そのように考えております。

○持留良一議員 確かに、あとは議員がどう判断するかだというふうに思うんですが、私は先

ほど言いましたとおり、こういう基本的な問題を当然、認識を市長自身はしてなきゃいけない問題だと思うんです、選任に当たって。そういう問題を踏まえて、こんな形で今回選任をしたんだと。ということは、私たちも今後の教育委員会のあり方が見えてくるわけなんですよ。

そういうところが十分でない。ましてや、今回、さまざまな、以前に私たちのところにもその方の問題、また県議会でも取り上げられるというさまざまな問題もあります。これがいいかどうかは私もわかりません。わかりませんが、しかし、私たち自身も大変ないろんな形で問題が提起もされましたし、また私たち自身もそれに振り回されたという結果もあります。果たしてそういう形で、最初言いましたけれども、公平な教育の行政で、基本的な立場である公平な立場で教育行政に臨めるかどうか、このことがやはり最後は問われてくるというふうに思うんですよ。先ほど、法律には抵触をされないということでしたけれども、例えば、じゃ、保護者、第4項、これはどうなのかということも含めて、今の2点について再度お聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 教育委員会の中には保護者代表としての委員もおられますので、そういう意味では問題ないと思います。

繰り返しになりますけれども、人選に関しては、今申し上げたような御意見いただいた、先ほど申し上げたようなことを基本として、私として、このお2人が適任であるという形で選任をさせていただきましたので、これ以降の判断に関しては議会の皆様の御判断ということになりますので、そのように認識をしております。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

最初に、議案第67号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」[異議あり]等呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）御異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。

いましばらくお待ちください。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（宮迫泰倫）ただいまの出席議員数は、15名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（宮迫泰倫）投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（宮迫泰倫）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について、可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。よろしくお願いします。

[1番議員から順次投票]

- | | | |
|----|-------|----|
| 1番 | 川越信男 | 議員 |
| 2番 | 堀内貴志 | 議員 |
| 3番 | 大菌藤幸 | 議員 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 議員 |
| 5番 | 池之上誠 | 議員 |
| 6番 | 堀添國尚 | 議員 |
| 7番 | 田平輝也 | 議員 |
| 8番 | 持留良一 | 議員 |

9番 北方貞明 議員

10番 池山節夫 議員

11番 森正勝 議員

12番 川尻達志 議員

13番 宮迫泰倫 議員

14番 徳留邦治 議員

15番 篠原静則 議員

16番 川畑三郎 議員

○議長（宮迫泰倫）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮迫泰倫）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田平輝也議員、持留良一議員、北方貞明議員の3名を指名します。

ただいま指名されました3人の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長（宮迫泰倫）投票の結果を報告します。

投票総数 15票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 7票

反対 8票

以上のとおり、反対が多数です。

よって、議案第67号は否決されました。

次に、議案第68号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第68号については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉会

○議長（宮迫泰倫） これをもちまして、平成
24年第2回垂水市議会臨時会を閉会します。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員